

設備投資を支援します

過疎地域の産業振興を図るため、雄武町内において令和3年4月1日以降に一定の事業用資産を取得した特定の事業所・個人に対し、雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、固定資産税を最大3年間免除します。

対象となる事業の種類

製造業、旅館業、情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等）
農林水産物等販売業^{※1}

※1 雄武町内で生産された農林水産物又はその農林水産物を原料・材料として製造・加工・調理したものを、店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

対象となる要件

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得、製作、建設又は改修（増改築、修繕又は模様替え）をした設備（家屋、償却資産）で、その取得価額が下表に該当し、国税（所得税・法人税）における青色申告で特別償却の適用を受けることができるもの。

対象業種	個人	法人（資本金の額）		
		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上 ^{※2}	1,000万円以上 ^{※2※3}	2,000万円以上 ^{※2※3}	
情報サービス業等 農林水産物等販売業	500万円以上 ^{※2}	500万円以上 ^{※2※3}		

※2 取得価額については圧縮記帳適用後の金額で判定します。

※3 新設又は増設に限ります。また、既存設備の取替や更新の場合は生産能力が概ね30%以上増加する部分に係るものに限ります。

対象となる固定資産

家屋：建物及び附属設備のうち、直接事業の用に供する部分

償却資産：機械及び装置のうち、直接事業の用に供する部分

土地：上記家屋及び償却資産に係る土地（取得の日から1年以内に当該建物が着工された場合に限る）

その他

国税における特別償却の適用を受けるためには、「産業振興機械等の取得等に係る確認書」が必要となります。申請に必要な書類や申請期限など、詳細については雄武町公式ホームページでご確認ください。

問い合わせ（雄武町役場 電話 0158-84-2121）

産業振興課商工観光係（産業振興機械等の取得等に係る確認書について）

税財管理課課税係（固定資産税の課税免除について）